

追ハ二十圓百一圓以上二十五圓職工ハ時給
ノ三割ヲ金使用者ニ亘リ十月一日ヨリ庶止
スルコト、ナリ九月二十六日各工場共ニテ
發表セリ

全會社主要工場ノ麻下入新井村所在大森
工場職工等ハ突然多額ノ收入ヲ減少セシムル
ハ不當ナリトシテ翌ニ十七日朝業急業気分
トナリ工場内ニ於テ協議ヲ為シ委員ヲ定メ
尤記要求事項ヲ協定セリ

要 求 事 項

- 1 従来ノ手當ヲ存結ニ直スコト
- 2 職業手當ハ従前通りニナルコト
- 3 一般技工ノ歩合ハ最低八分限度ノコト

組ニ常備者最低六分ノ事

4 会社側ノ都合ニヨリ例ハ今回ノ如キ場
合一ヶ月未出勤者ニハ一ヶ月以上ノ手當ヲ
支給スルコト又一ヶ月ヲ増ス毎二十日分ヲ
支給スルコト

二 争議ノ経過

二十八日ニ至リ各部ノ技工長十八名代表者
トシテ午後一時事務所ニ出張各支配人等ト
会見要求書ヲ提出交渉スルトコトアリシカ
ラ会社側ニ於テハ手當ノ停止ハ單ニ當工場職
工ニ限ラズ使用者全般ナルヲ以テ即答スル
能ハストテ會社ノ窮狀ヲ詳細説明シ復活ハ
到底不可能ナルヘシト答ヘタルニ代表者ハ